

# 湊川部屋後援会 会員規約

## 第1条(名称)

本会は、「湊川部屋後援会」(以下「本会」という。)と称する。

## 第2条(目的)

本会は、湊川部屋の発展および力士育成を支援することを目的とする。

## 第3条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①湊川部屋への支援活動
- ②会員相互の親睦に関する活動
- ③その他本会の目的達成に必要な事業

## 第4条(会員)

本会は、個人会員および法人会員をもって構成する。

## 第5条(会費)

1. 本会の会費は、湊川部屋の活動支援を目的とする寄附金とする。
2. 納入済み会費は、理由の如何を問わず返還しない。
3. 会費は、歴月の途中で入会する場合であっても、日割計算は行わず、当該歴月の会費全額を納入する必要があるものとする。

## 第6条(特典の適用条件)

1. 入会特典のうち次の特典は、会費を1年以上継続して納入した会員を対象とする。
  - a. 稽古見学付きちゃんこ会
  - b. 反物
  - c. 千秋楽祝賀会ご招待
  - d. のぼり掲出(法人限定)
  - e. ホームページ掲載(法人限定)
  - f. 大相撲観戦ご招待(法人限定)
2. 前項の要件を満たさない会員であっても、本会が認めた場合は、別途定める参加費を納入することで当該特典に参加できるものとし、その条件はあらかじめ会員に通知する。
3. 入会の時期により、当該年の特典であっても提供できない場合がある。

#### 第7条(会員資格の有効期間)

1. 会員資格の有効期間は、入会日から1年間とする。
2. 期間満了日の1か月前までに退会の申し出がない場合は、さらに1年間自動更新するものとする。

#### 第8条(退会および会員資格の喪失)

1. 会員が退会を希望する場合は、期間満了日の1か月前までに事務局へ申し出るものとする。
2. 会員は、やむを得ない事由がある場合には、前項にかかわらず途中退会することができる。
3. 会員が次のいずれかに該当する場合は、会員資格を喪失する。
  - a. 会費の納入が3か月以上確認できないとき
  - b. 本会の名誉を著しく損なう行為があったとき
4. 退会または資格喪失の場合、既納の会費は返還しない。

#### 第9条(反社会的勢力の排除)

1. 反社会的勢力に該当する者は、本会の会員となることができない。
2. 会員が反社会的勢力に該当することが判明した場合、本会は当該会員を除名することができる。

#### 第10条(個人情報の取扱い)

本会は、会員から取得した個人情報を、後援会運営および湊川部屋支援活動に関する連絡目的の範囲内で利用する。

#### 第11条(役員)

1. 本会に、会長および事務局長を置く。
2. 会長は湊川親方が推挙し、事務局長は会長が指名し定める。

#### 第12条(総会)

本会は、必要に応じて総会を開催することができる。

#### 第13条(解散および残余財産)

1. 本会は、総会の決議により解散することができる。
2. 解散時に残余財産がある場合は、湊川部屋の活動資金に充当する。

#### 附則

本会則は、令和8年4月1日より施行する。